

平成 25 年 9 月 13 日

国道 11 号の法面変状について

～国道11号新居浜市船木(171K800)上り側の法面に変状発生～

国土交通省松山河川国道事務所では、国道 11 号の新居浜市船木上り側の法面において変状が発見されたため、監視を行います。

国道 11 号新居浜市船木上り側（高松方面行き）の法面において、変状が発見されたことから交通の安全確保のため監視を行います。

現地に計測器を設置し、監視を継続しますが、異常が進行すれば交通規制等を行いますので、ご協力をお願いします。

- | | |
|-------------|------------------------------|
| 1. 監視体制開始時期 | 平成 25 年 9 月 13 日(金) 13:00 から |
| 2. 場所 | 国道 11 号 新居浜市船木 171K800 上り側 |



※ 台風など大雨の場合は道路情報の確認をお願いします。(無料)
下記により道路情報(通行止め)を入手できますのでご利用下さい。

- パソコンから <http://www.skr.mlit.go.jp/info/regulate/kyk/its/>
 携帯電話から <http://www.skrdoukan.com/i/i-mode.htm> (docomo)
<http://www.skrdoukan.com/ez/index.html> (au)
<http://www.skrdoukan.com/j/j-sky.htm> (SoftBank)



※詳細については当事務所HP (<http://www.skr.mlit.go.jp/matsuyam/>) をご覧下さい。

本施策は、四国圏広域地方計画「NO. 5 圏域の連携による発展に向けた地域力向上プロジェクト」及び「NO. 6 防災力向上プロジェクト」の取り組みに該当します。

問い合わせ先：四国地方整備局松山河川国道事務所道路管理第一課

◎ 副所長 沖上 茂人 内線 205
 道路管理第一課長 武智 高明 内線 431

代表 089-972-0034
 直通 089-972-0413
 FAX 089-971-7044

◎：主な問い合わせ先